

国民健康保険被保険者証に関するお知らせ



ページ番号 1008024

【問合わせ】国民健康保険について 国保年金課 ☎84-0651

マイナンバーの保険証利用について

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

1 法改正により令和6年12月2日以降の保険証発行ができなくなりました

①今後の保険利用について

半田市国民健康保険にご加入中の方に現在交付されている国民健康保険証・資格確認書・資格情報通知書(お知らせ)の有効期限は、令和7年7月31日となっています。

令和7年8月1日以降に使用いただく新しいものについては、令和7年7月下旬に世帯主様宛てに送付します。送付するものは以下(②)のとおりです。

※現在ご使用中の保険証等は、個人情報に注意して破棄していただくか、8月1日以降に国保年金課へ返却してください。

②送付される保険証に代わるものについて

マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報通知書(お知らせ)」を送付します。基本はマイナ保険証で医療機関を受診していただきますが、カードや読取機器の不具合などの場合、マイナンバーカードと資格情報通知書(お知らせ)の両方を提示することで保険を利用できます。70歳以上の方の有効期限は令和8年7月31日(75歳になる方は誕生日の前日まで)です。70歳未満の方の有効期限はありません。

マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」を送付します。従来の健康保険証の代わりとなり、資格確認書のみで保険を利用できます。

有効期限は令和8年7月31日(75歳になる方は誕生日の前日まで)です。

※マイナンバーカード自体が有効期限を迎え、更新手続で一時的に手元にマイナ保険証がない方も、申請により資格確認書を交付します。マイナンバーカードの更新で市民課にお越しの際は、国保年金課にもお立ち寄りください。

③高齢受給者証について

70歳～74歳の方に交付されている高齢受給者証も、国民健康保険証と同様に廃止され、今後は、資格情報通知書(お知らせ)または資格確認書に負担割合が記載されます。

今年度中に70歳に到達する方は、70歳の誕生日の翌月から(誕生日が1日の方はその月から)使用する、負担割合が載った資格情報通知書(お知らせ)または資格確認書を改めて送付します。